

別添

2020～2022 年度イラン国別研修「イラン国日本式医療マネジメントによる医療サービス改善プロジェクト」研修委託業務概要

1. 研修コース概要

【コース名】2020～2022 年度イラン国別研修「イラン国日本式医療マネジメントによる医療サービス改善プロジェクト」

【背景】

イランでは過去 20 年間に於いて医療の課題が母子保健や感染症対策から非感染症対策へと転換してきている。保健指標に関しては 5 歳未満児死亡率が 2000 年の 44 (対 1,000 人) から 2016 年には 15.1 に、妊産婦死亡率は 2000 年の 76 (対 10 万人) から 2015 年には 25 に削減され¹、堅実な改善が見られるが、他方で非感染症による死亡の割合は年々増加しており、2014 年の死因全体の 46% が循環器疾患、続いてがん (13 %)、他の非感染症 (11%) となっている²。

またイランの出生時平均余命は 1970 年から 1975 年にかけて 53.9 歳であったが、2016 年には 76 歳 (男性 75 歳、女性 77 歳) に延伸しており、高齢者を対象とした医療が重要な課題となってきている。

ローハニ大統領のリードにより 2014 年に策定された保健改革計画 (Health Transition Plan: HTP) においては、治療分野と保健部門分野の 2 つにわけて改革計画が策定されている。治療分野では、医療保険政策の強化や患者の医療負担の削減、医療サービスの拡大などの実施が計画されており、保健分野では成人死亡率の高い非感染症のためのヘルス・プロモーションや予防プログラムが折り込まれている。又、非感染症による成人死亡の増加を背景に、保健分野では悪性疾患や非感染症に対しての予防医学とセルフ・ケア (自己管理: Self-care) を推進している。

本事業はイランの開発政策に沿い、高齢者を含む非感染症疾患の患者に対する医療サービスの改善に向け、日本の先進事例や医療及び医療政策に関する知識と経験の伝播を主に技術協力として行うものである³。

【案件目標】

医療分野における日本の先行事例を共有することにより、医療サービスの改善に必要な知識の向上を目的とする。

¹ WHO Statistics Report に基づく。

² WHO Non-communicable Country Profile, 2014 に基づく。

³ 本件に関連する協力として 2017 年に「テヘラン市医療機材整備計画」準備調査を実施している。

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12300406.pdf

【単元目標】

研修を通じ、以下を達成することを目標とする。

- (1) 日本の保健・医療サービス等の質管理に関する政策や施設レベルでの具体的な実施内容等、日本式医療マネジメントに係る全般的な考え方と共に先端的な技術の活用状況について理解する。
- (2) 日本とイランの保健・医療サービス等の質管理について比較考察を通じ、研修員が主体的にイランの保健・医療サービス等における問題分析を行い、研修参加者間でチームとして問題解決案を検討し、文書化することを通じ、マネジメント能力を高める。
- (3) イランにおける具体的な改善策の提案を含む「政策提案書」(Policy proposal)を作成する。

【想定される研修項目】

2020年度は「病院設計・建設」「高齢者医療」の2コース、2021年度は「病院管理」「非感染症対策」の2コース、2022年度は「がん対策」「フォローアップ研修(それまでに実施した5テーマのいずれかをテーマとする)」の2コースで、全コースにおいて、概ね10日間で以下の内容で実施する。

第一週：

- ・オリエンテーション
- ・カントリー・プレゼンテーション(研修員によるイランの現状報告)
- ・日本の主要な医療施設等の視察及び講義

第二週

- ・日本の主要な医療施設等の視察及び講義
- ・マネジメントに関する講義
- ・ワークショップ(①SWOT等による問題分析、②政策提案書の方向性の検討、③政策提案書の文書化)

【研修期間】(予定)

本件の協力期間は以下の3年間であり、具体的な研修実施時期についてはイラン国政府との協議により別途決定する。現時点での実施時期目安は以下のとおり。

(1) 2020年度

6月 病院設計・建設

9月 高齢者医療

(2) 2021年度

6月 病院管理
9月 非感染症対策

(3)2022年度

6月 がん対策
9月 フォローアップ研修（5テーマのいずれかについて）

<全コース共通>

全体受入期間：技術研修期間に旅行日を加えた期間

技術研修期間：第一週の月曜から第二週の金曜までの10日間（休日を除く）

【研修割当対象国】

イラン

【人数】

各コース10名（応募状況や選考の過程で数名の増減可能性あり）

【対象研修員】

イラン国政府からの推薦により以下の人材が選抜される予定。

(1) 保健・医科教育省のマネージャー・クラス（課長、スーパーバイザー等）
の人材

(2) 公立総合病院、保健・医科教育省関連病院のマネージャー・クラス（公立
総合病院長、医師等）の人材

(3) 保健・医科教育省等の設計・建築関係技術者のマネージャー・クラス（技
師長、技師等）の人材（病院設計・建設の研修）

【使用言語】

英語

【研修コース概要】

上記案件目標及び単元目標を達成するため、講義・視察・討議・演習等を組み
合わせながら、研修を実施する。

なお、技術研修以外にJICAが実施する以下内容を日程案に含めることとする

(1) ブリーフィング（滞在諸手続き）：0.5日間（来日翌日午前）

(2) プログラム・オリエンテーション（研修概要説明）：1時間（来日翌日の午後）

(3) 評価会、閉講式：2時間（離日前日）

2. 業務の範囲（これら業務の概要については業務指示書で記述する）

（1）研修実施前準備に関する事項

- ①研修プログラムの作成と視察先及び講師の検討
- ②日程調整及び日程表の作成
- ③研修視察先及び各講師との調整
 - （ア）講師の選定・確保
 - （イ）講師への講義依頼文書の発出
 - （ウ）講義室及び使用資機材の確認
 - （エ）講師への旅費及び交通費の支払い
 - （オ）視察先の選定・確保及び見学依頼文書・同行依頼文書の作成・送付
 - （カ）研修旅行の手配（研修員の宿舎及び交通手配、講師と同行者の旅行手配）及び支払い
- ④ワークショップの準備
- ⑤研修実施に関する移動や研修旅行に伴う宿舎確保等のロジスティック業務
- ⑥経費の見積もり及び経費処理
- ⑦研修資料の作成支援
 - （ア）講義テキスト、資機材、参考資料の準備・確認、教材利用許諾範囲の確認
 - （イ）講義テキスト、参考資料のCD-ROM化
 - （ウ）研修員が事前に提出するカントリー・プレゼンテーションおよび参加研修員が作成する政策提案書を回収、必要に応じ日本語翻訳し、関係者に共有
- ⑧JICA 東京その他関係機関および研修員との連絡・調整
- ⑨研修監理員との連絡・調整

（2）技術研修期間に関する事項

- ⑩プログラム・オリエンテーションの実施
- ⑪研修の運営管理とモニタリング
- ⑫研修員の技術レベルの把握
- ⑬カントリー・プレゼンテーションの実施、討議の支援
- ⑭研修員からの技術的質問への回答
- ⑮質問票の配布、回収及び集計補佐
- ⑯評価会への出席及び実施補佐
- ⑰閉講式への出席及び実施補佐
- ⑱最終総括の実施
- ⑲謝金、旅費、交通費等の支払い

（3）事後整理に関する事項

- ①業務完了報告書（教材の著作権処理報告及び情報廃棄報告含む）と経費精算報告書の作成
- ②資材返却
- ③講師（もしくは所属先）への礼状の作成・送付
- ④謝金、旅費、交通費等の支払い
- ⑤視察先への礼状の作成と送付

3. 本業務に係る報告書の提出

本業務の報告書として、業務完了報告書、経費精算報告書を各1部ずつ、技術研修期間終了後速やか（契約履行期限10営業日前まで）に提出する。

4. その他

プロポーザルの評価の結果、本件契約を締結することになった場合、以下の要領で見積書を提出することとする。研修委託契約の中に以下4-1～4-2を含めるものとし、やむを得ず含められない場合は理由を明記すること。

4-1 移動等の手配

(1) 研修旅行：1日の行程が100kmを超えて移動する旅行を行う場合、次を対象にした経費を見積書に計上する。

1) 同行する研修受託機関又は外部講師又は協力機関の関係者（2名まで）の研修旅費（交通費、宿泊費、日当）

2) 研修監理員（原則2名、グループに分かれて視察を行う場合は、引率に必要な人数）および研修員の研修旅費（交通費、宿泊費）

*本研修での研修旅行は多くとも2都市程度を想定。

(2) 近距離交通費：1日の行程が100km未満の移動を予定する場合、外部講師及び協力機関の関係者を対象に交通費を積算すること。なお、研修委託契約の業務人件費の対象者が100km未満の旅行に同行する場合は、計上の対象とはならない。

(3) 移動手段：研修旅行、近距離移動のいずれも、原則、公共交通機関を利用する。ただし、以下の条件であれば備上バスの利用及び経費の計上が可能である。

1) 乗員数が10名以上であり、且つ移動先が複数ある場合

- 2) 乗員数が 8 名以上であり、且つ徒歩の移動が困難な場合(概ね 15 分以上)
- 3) 乗員数が 5 名以上であり、且つ携行荷物が多い場合(電車又は航空機を利用する研修旅行における東京駅又は羽田空港への送迎を含む)
- 4) 公共交通機関利用と比較して、経費削減且つ時間短縮となる場合
- 5) 障害者など、他の移動手段を利用することが困難な乗員を含む場合
- 6) その他、コース運営上必要であると JICA 東京が認める場合
(なお、利用基準に該当する場合であっても、会食・観光のみを目的とする移動には、原則として備上バスは利用できない。)

4-2 教材の手配(講義テキストの作成、翻訳、印刷製本を含む)

教材の翻訳・印刷など調達に関する経費を計上すること。

(注) 本業務概要は予定段階であり、詳細は変更される可能性もあります。